

広報にしはら

電話 (095) 2365

主なもの

4. 塵芥及び糞尿の処理につて

新長正貞氏より贈呈
昭和59年 11月7日

村内に給水施設始まる

はしがき

水がわれわれ人間の生活に与える影響は、はかり知れないものがある。われわれは水不足の不自由さを一昨年の干ばつで身をもって経験した、七十五年ぶりといわれた、一九六五年の干ばつに飲料水の欠乏によって起った個人生活の不便と辛苦は申すまでもなく、農作物の減収と社会経済に与えた打撃はまだ記憶は新しい。このような異状干ばつは例外といへども、沖縄は昔から水不足に悩まされてきた。それに加えて戦後の著しい経済成長による生活水準の向上と急激な人口の増加、都市集中化にあつて沖縄の水問題はますます深刻化しつつある。

一、琉球水道公社の設立

このように、われわれ生活に必要なとする水不足を解決するため、一九五八年九月四日、高等弁務官布令第八号によって、琉球水道公社が米国民政府の付属機関として設立された。その目的は、同布令に明示されているように、琉球住民の需要と利益および琉球経済の発展を図るため、水を供給することであると、はっきり明示されています。

同公社の管理は、米政府任命による、琉球人三人と米人二人からなる理事会によって構成されている。

日常の業務は、総裁をはじめ、琉球人からなる役員員によって運営されている。このことは村民もご存知のように東は石川より十三号線に沿って昨年二月頃より直径三十六インチ、コンクリートパイプ敷設工事が完了している。本村内においても、村の水道給水条例が施行され本格的

に、水道事業が進められる段階となつてゐる。

二、琉球水道公社と西原村との分水協定

琉球水道公社と西原村との間に分水協定が結ばれた。公社の業務は米国防軍の運営する水道施設から民需要者への送配水に限定されており、かつ公社はその能力の範囲内で市町村の需要をみたす権限を高等弁務官會計年度 年間消費量

一九六七年	二二、五〇〇、〇〇〇ガロン
六八年	三〇、五〇〇、〇〇〇
六九年	四一、三〇〇、〇〇〇
七〇年	五六、七〇〇、〇〇〇
七一年	六〇、七〇〇、〇〇〇
七二年	六五、四〇〇、〇〇〇
七三年	八三、五〇〇、〇〇〇
七四年	九八、六〇〇、〇〇〇
七五年	一二五、七〇〇、〇〇〇
七六年	一三二、四〇〇、〇〇〇

三、西原村水道給水条例のあらすじ

本村の水道給水条例が、一九六六年九月二十日西原村条例第十三号の制定に伴い水道給水工事施行者に関する規則が本年一月十八日に公布され

から与えられているので、公社は次の条件に従つて浄水を分譲することとし、村はこれを受諾した。

(一) 公社は次の条件及び規定に従つて、この契約の日から村に浄水を分譲することを同意する。

(二) 公社は継続的給水の不履行又は不能によつて生ずる法的、あるいは財政的責任を負わないものとし、その能力の限度内において、つぎの年間見積水量を村に供給するよう努力する。

(三) 当事者による村の年間消費水量の見込量は、つぎのとおりである

ました。水道給水条例のあらすじを申し上げますと、総則、給水工事、給水、使用料および手数料、雑則、補則で六章に分かれて、第三十六条まで条文化されている。その条文の主なものを取りあげてみましょう。

目 的	給水区域	給水装置および給水関係者	給水装置の区分	給水装置取扱者の指定	給水工事	工事の申込
この条例は、本村の水道給水事業についての給水条件ならびに給水の適正を維持するために必要な事項を定めることを目的とする。	本村水道の給水区域は村内とされ、区外に給水することができない。	この条例で給水装置とは需要者に水を供給するために村の施設一切の設備をい、その所有者、保管者、水道使用者および代理人を給水関係者といふ。	給水装置の種類は、次の二種とする。 一 専用給水 二 共用給水 専用給水とは、二ヶ所以上で共用するもの。 共用給水とは、二ヶ所以上で共用するもの。	給水装置取扱者は、村長が指定したものでなければならない。	給水装置所有者で給水区域内に居住しない者は、村内に居住する代理人を選定して村長に届け出なければならない。	給水工事は村長の定めるところにより、あらかじめ、村長に申込みその承認を受けなければならない。

二、理由により、一時的に水道を使用する場合をいう。

		区分	
用途	基本水量	基本料金	超過料金
家事用	八立方メートル	一ヶ月につき ドル八〇セント	一立方メートルにつき 一二セント
営業用	一〇立方メートル	二ドル三〇セント	一〇立方メートルまで 二〇〇〇立方メートル以上 一八セント 一七セント 一六セント
団体用	一五立方メートル	二ドル三〇セント	一立方メートルにつき 一二セント
臨時給水		一立方メートルにつき 二五セント	
共同栓使用	一世帯につき 四立方メートル	ドル一〇セント	一立方メートルにつき 一二セント

水道使用料表

工事費の負担	給水工事に要する費用は、当該工事申込者の負担とする。ただし公道に属する部分は村においてその費用を負担することができる。
工事の施行	給水の装置、設計および工事は村において施行する。ただし上水栓以外の給水装置の設計及び工事については村長が指定する者が施行することができるとする。
工事費の前納	給水工事を申込み者は設計により算出した給水工事の費用の概算額を前納しなければならない。ただし、村長がその必要を認め算した場合はこの限りでない。
給水	給水は非常災害、水道施設の損傷公益上その他止むを得ない事情および法令またはこの条例の規定による場合を除く、制限なく停止し得る。ただし、前項の給水を制限する場合、または停止しようとするときはその日時、および区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急時および区域を定めてその限りでないことがあつても村はその責は負わなければならない。
量水器	給水はすべて量水器により計算する。ただし使用水量を予定し得るべきものにあつては、村長の認定によりこれを定めることができる。量水器は給水装置に設置しその位置は水道申込者と協議の上村長が定める。
量水器の貸与	量水器は村において設置し、水道の利用者または管理人若しくは給水装置の利用者（水道利用者）に保管させる。前項保管者が善良な管理者として量水器を管理しなければならぬ。保管者が前回の管理者としての損害賠償責任を負う場合には破損した場合、その損害の額を賠償しなければならぬ。
水道の休止等の届出	水道使用者に対して次の一に該当するときはあらかじめ村長に届出なければならぬとせよ。 （一）水道の使用を休止、または廃止するとき （二）用途を変更するとき （三）消防演習用に消火栓を使用するとき
水道使用等の管理上の責任	水道利用者等は善良な管理者の注意を以て、水が汚染しましたは漏水しないよう給水装置を管理し異状があるときは直ちに村長に届出なければならぬとする。
使用料	水道の使用料は次の表により納額告知書または、集金の方法で徴収する。料金表に定めのないものは類似する用途の料率を準用する。 また、共同給水装置による水道を使用するものは使用料の納入については連帯の責任を負ふ。

料金の納期	水道使用料は、各月分をその翌月の十五日までに納入しなければなりません。前項以外の必要な料金（前掲のほかに、材料費、手数料および引き当り金）は、村長が指定する期日までとする。
給水の停止	村長は次の各号の一に該当するときは、水道に使用する人に対してその事由を継続することのできる間給水できることを停止することができる。

(一) 水道の使用者が工事費、修繕費、使用料および手数料等を指定期限内に納入しないとき。

(二) 水道の使用者が正当な事由なく量水器の点検または検査を拒み妨げるとき。

(三) みだりに給水工事を施行し、若しくは無断で給水装置を変更し、かつ給水汚染のおそれある器物または施設を連結して使用し警告を発してもこれを改めないとき。

四 給水装置者が三〇日以上所在不明でかつ、給水装置の使用者がないとき。

(五)前名号のほか、条例の規定に違反したとき。

※また村長は条例の規定により次の各号の一に該当するものに對し、ハドル以下の過料を料することができる。

(一)無断で給水装置等の工事をしたとき。

(二) 正当な事由なくして量水器の点検、調査または給水の停止を拒みかつ妨げた者

（三）給水の停止中給水装置を占用した者

（四）給水装置の管理義務を著しく怠った者

※この条例の外に、必要な事項につ

いは規則で定めていますか。会後水道給水施設やっていたく水道使用者の村民の予備知識としての事項だけを取り上げてみました。なお、詳しいことは村建設課水道係までお尋ねして下さい。

日本々土行財政視察報告

一、はじめに

日本々土の市町村は、ほぼ合併を完了して新たな計画による町づくり村づくりを進めております。それそれの地域にふさわしい生産物増強のために農業構造改善事業を推進し、また、財政の健全確立に公共事業の

開発、企業の誘致にあらゆる手段をつくしております。

従来の慣習や方法にこだわらず、計画された目標達成に強力におし進められているが、いづれの市町村でも見られます。その地域にふさわしい事業によって、ゆたかな市町村を

つくる努力を懸命にやっております。私達三人が視て調べた事柄を各項目ごとに報告いたします。

二、視察の目的

視察の目的及び項目は次のとおりです。

二、視察の目的

視察の目的及び項目は次のとおりです。

- 1 農業構造改善事業について
- 2 財政の状況について
- 3 町村行政、議会について
- 4 公害の取扱について
- 5 その他関係事項について

、視察日程

三、視察日程

第一表 配水管工事計画

年度別	工 事 施 行 地 域	延 長
1967年	中部製糖、西原温泉、小那覇の一部	600m
1968年	小那覇、嘉手苅、掛保久、兼久、新部落	2,200
1969年	与那城、我謝	1,400
1970年	小波津、桃原、安室	2,000
1971年	内間、小橋川、津花波、呉屋	1,700
1972年	翁長	1,400
1973年	棚原	1,600
1974年	徳佐田	1,200
1975年	森川	1,400
1976年	上原、千原	2,600
1977年	池田	1,500
1978年	幸地	1,800

第二表 分水協定による給水量

年度別	給水人口	総水量	戸数
1967年	452	89,000 m^3	90
1968年	1,183	115,705	236
1969年	1,925	156,585	385
1970年	2,918	214,620	582
1971年	3,202	229,950	640
1972年	3,527	247,835	705
1973年	4,710	316,455	942
1974年	5,747	373,395	1,149
1975年	7,633	476,325	1,526
1976年	8,092	501,510	1,618
1977年	8,560	530,710	1,712
1978年	9,250	568,670	1,850

四、水道事業年次計画

日 時	視 察 地 域	備 考	日 時	視 察 地 域	備 考
一九六六 一〇・二五	那覇出発		十一・四	静岡県岡部町役所	町長、議長、事務局 長、建設経済課長
二六	鹿児島市 着 出発		〃	静岡市 出発	
二七	和歌山市 着		〃	東京都 着	
二八	和歌山市町村議会事務局 和歌山県内南部町役所	事務局長、職員日程打合せ 町長、助役、議長、事務局長 関係課長、畜産業者	五	琉球政府東京事務所 六都内周辺	関係調査官 私用観光
二九	同 白浜町役所	町長、事務局長	七	神奈川県川崎市役所	公害課長、係長
〃	三重県津市 着		八	東京都 出発	
三十一	津市役所 津市内中央毛織(株) 工場訪問	市長、議長、総務部長、事務局 長、職員 工場長、副工場長、関係課長、 沖繩出身女工	〃	〃 出発	
〃	〃		〃	〃	
十一・一	四日市議会事務局 三重県四日市 出発	議長、事務局長、次長、職員、 市公害係長	十	鹿児島市 着	帰郷準備
〃	〃		〃	〃	
二	静岡県静岡市 着		十一	〃	
三	町村議会事務局		十三	沖縄那覇市 着	
〃	市外ビニールハウス見学	事務局長、日程打合せ			

1. 農業構造改善事業について

(一) その背景

一九五五年を転機として、日本の経済は発展期にはいりました。

その頃から農業は、他産業との間に生産性、所得、生活水準の格差がいちぢるしくなりました。同時に食生活が向上し、食べものの構造が次第に変化してきた。つまり肉類、果実が多く消費されるようになりまし

た。それと工業の発達に伴い、労働力の不足となり、需要、供給のバランスがくずれ、農業従事者からの転出は洪水のように広がり地すべりの現象となりました。俗にいう三ちゃん農業となったのです。

その頃、農林者は「農業白書」を発表しそのなかで「国民経済の飛躍的發展にかかわらず、農業の生産性は低いので体質改善をして生産増強をやるべきである」と述べておりま

す。

一九五八年末、西欧諸国では貿易自由化への促進がさかんに討議され、その余波は日本にも押し寄せ、対策を考えねばならないようになり

ました。つまり農業が「曲り角」に

来たときとよばれる頃です。自民党、社会党、民社党の三政党は「曲り角」

にきた農業に対し、それぞれ農業改善のための基本法を国会に提出しました。一九六一年六月中旬に農業基本法が決まりましたが、成立までには種々の曲折と波乱、鋭い階級的対立もあったといわれております。

(二) 改善事業の内容

① 農用地の整備

農用地の整備として、開墾、干拓、区画整理、かんがい排水が

行われ水量の問題、農地の保全、水利利用のための資源開発、生産の選択的拡大等が行なわれています。

② 自立経営

農業改善の施策目標は多くの家族農業を自立経営にもっていくように、育成するところにあるとされており、そのためには、

相続による経営の非細分化協業の助長

農地の権利移動の円滑化農業教育の強化などがあげられております。

③ 農村の人づくり

労働力の不足からいわゆる三ちゃん農業といわれている現状の農村では、農業をやる人の後継者の育成はもっとも重要な課題

であります。後継者の養成のために教育機関を通じて農業学校経営伝習農場、ラジオ学校、青年建設科、青年学級、社会通信教育などがあります。

④ 機械化の利用

労働力の不足をコスト低減を考えて、農業の機械化は近年盛んに叫ばれ、除々にではあるが実施されております。

農業の機械化は、経済的に有利かどうかにかかるといわれております。次に経費試算を提示して機械利用のために参考にしてみましよう。

機械利用の経費（固定費（一定費）＋（変動費（可変費））と生産性の均衡がとれるかどうかであります。

$$SF = \frac{(P - R)Cd}{m} = \frac{(P - R) - C \cdot T \cdot K}{m}$$

$$SF = \text{作業別負担面積 (ba)}$$

$$P = \text{作業適期の中 (日)}$$

$$R = \text{上期々間の作業不能の日数 (日)}$$

$$Cd = \text{1日当り圃場の作業量 (ba 1日)}$$

$$Cd = C \cdot T \cdot K$$

$$C = \text{時間当り圃場作業量 (ba 1日)}$$

$$T = \text{1日の作業時間 (時)}$$

$$K = \text{実作業率 (\%)}$$

（2の公式の利用により費用と経済性が理解できる）

(三) 改善事業への助成

① 指定地域

改善事業は全国三、一〇〇の市町村を対象として実施されております。原則として市町村の行政区を単位として行なわれております。市町村長が中心になって、農業従事者、土地改良地区、農業協同組合を主体として行なわれております。なかには隣接市町村が合同して一地域としてやっているとところもあります。この改善事業の指定は、都道府県知事がやります。

② バイロット地域の指定

全国には二六バイロット地区が指定されている。これは構造改善事業の推進するための拠点として、濃密の指導助成をするためモデル的展示効果のものであります。この地区には、一地区当り三、〇〇万円（八三、三三三、三三ドル）の補助金を支給しております。

③ 事業の実施

事業は三年計画で行われ、これは普通地区もバイロット地区も同じであります。

事業実施は計画書を知事に提出し、地方農政局長と協議し行われる。

④事業に対する助成

事業に対する助成は、補助金の交付、資金の融通によりなされます。金の出どころは、農林漁業金融公庫資金と農業近代化資金を織り込んだ地方交付税及び起債によりです。

先ず国からの補助金は一市町村平均四、五〇〇万円（一二五、〇〇〇ドル）であり、その補助率は五割以内（事業費の半分）となっております。

補助の対象とならない改善事業は、農林漁業金庫から一市町村平均二、〇〇〇万円（五五、五五、五五ドル）を年間三分五厘で融資が受けられます。パイロット地区は一、五〇〇万円（四二、〇〇〇、〇〇ドル）です。土地整理（基盤）事業は、利子が軽くなります。償還期限は十五年以内、据置期間は三年以内、永住性植物の植栽資金、家畜の購入資金は、経営近代化施設に対する融資として、償還期限十七年以内、据置三年以内です。

果樹の植栽資金に限り償還期限十五年以内、据置期間十年以内であります。

また、農業協同組合、農作業の共同化に関する事業のみに行う農業組合法人等に対する融資は、七分五厘（年間）農業を営む法人には農林漁業経営構造改善資金融資制度により、六分五厘、これはいづれも償還期限十七年据置期間三年となっております。それから土地基盤整備事業には六分五厘（年）償還期限十五年以内、据置五年以内となっております。

市町村が事業主体となって実施する事業で公共的性格が強く、

適切なものは、地方債計画上の一般単独事業として、起債が認可されます。この事業に係る土地の取得に対し、農林漁業金融公庫から年四分で融資されます。土地取得の融資の償還期限は、二十二年以内据置三年以内、森林は二十五年以内であります。個人は貸付される金額は八〇万円（二、二二二、二二ドル）でかなり高額であります。

南部町の農業構造改善事業和歌山県南部町の農業構造改善事業の理解を容易にするために、これまでいろいろと経過と内容について、くどく述べてきたのです。南部町は一九六三年七月に事業計画書を作成し、それに基いて農業構造改善事業が行われているが、

四

南部町の農業構造改善事業

和歌山県南部町の農業構造改善事業

の理解を容易にするために、これまでいろいろと経過と内容について、くどく述べてきたのです。

南部町は一九六三年七月に事業計画書を作成し、それに基いて農業構造改善事業が行われているが、

(1)面積

町村名	総面積	東西	南北
南部町	二六、三三 km ²	八、九	二、五
西原村	一三、二八	五	五、五

(2)土地状況

町村名	畑	田	宅地	山林	その他
南部町	一、七六 km ²	二、四八 km ²	〇、五一 km ²	一五、三八 km ²	六、二 km ²
西原村	八、七九 km ²	〇、〇〇二 km ²	一、〇四 km ²	二、九五 km ²	〇、三六 km ²

(3)人口

町村名	男	女	計	人口密度
南部町	四、三八三	四、八五三	九、二三六	三五一
西原村	四、七七〇	四、九七一	九、七四一	七二八

(4)産業別就業者数

町村名	農業	水産業	卸小売サービス業	製造業公務員	その他
南部町	二、四四三	三七七	五七六	四四六	四三二
西原村	一、四四三	三七七	五七六	四四六	四三二

(5)組合名及び組合数

組合名	数	備考
農業協同組合	二	
漁業組合	三	
森林組合	一	

その計画書によると土地基盤整備（一般、農道、開墾）と農業近代化施設（畜産センター、梅、防除施設、家畜用水施設、豚舎、豚舎敷地）は補助事業であります。経営近代化施設（豚舎、小型トラック、豚導入、豚肉処理場）以上の融資単位事業であります。が、この二種を三ヶ年計画で実施しております。

①この町の概況

※南部町は人口の少ない岩代村を吸収合併してきた町です。

▲南部町の統計資料を例記しましたのは、西原村とはほぼ同じ人口規模を持つ町であるので、ご参考までに当村の資料と対比してみましよう。

(1) 農家戸数の推移表

種別 年次	地域総世帯数	専業	第一種兼業	第二種兼業	計
1955年	2,063	296	246	373	915
60年	2,134	283	191	846	820
63年	2,115	253	187	313	753
同上割合		34%	25%	41%	100%

100の内、12人が専業農家ということになる。農村であるのに専業は極くわずかである。1963年度における総戸数が753戸で、そのうち専業農家が253戸である。

(2) 農地規模別農家戸数

面積 戸数	(1,500坪)	(1,500~3,000)	(3,000~4,500)	(4,500~6,000)	(6,000~7,500坪)	(7,500以上)
	0.5 ba	0.5~1.0 ba	1.0~1.5 ba	1.5~2.0 ba	2.0~2.5 ba	2.5 ba 以上
	346 戸	249 戸	118 戸	26 戸	11 戸	3 戸

耕地規模を調査してみたら、1955年以後、1963年までには多くの移動がみられる。0.5baのクラスでは1955年より1963年までに133戸に減少し、1.5ba以上に多く移動している。食べられる農業にもついていくには、耕地規模を大きくしなければならないということである。

(参考 1a=30坪 1ba=3,000坪 0.5ba=1,500坪)

(3) 農業就業状況

種別 年次	男	女	計	左のうち主として農業に従事した人数		
	男	女	計	男	女	計
1955年	2,224	2,371	4,595	848	595	1,443
60年	2,024	2,157	4,181	786	549	1,335
63年	1,846	2,015	3,861	729	506	1,235

この表にみられる農業就業者の年次的減少は本土の農村の一般的傾向である。男と女の就業者の比較にみられる普通農業者では女が多いが、専業では男が多い。しかし年次的減少は女より男が多く、しかも専業から減少しているのが特徴である。

② この町の農業構造

西原村	南部町	町村名	農機具名	農機具所有台数
一四	六〇	機	農機具名耕うん	動力もみ動力
	九一	電動機	動力もみ動力	動力
	一〇三	すり機	動力	動力
	三二	噴霧機	動力	動力
	一七	発動機	動力	動力
	四四	脱穀機	動力	動力
	九四	製糶機	動力	動力
	二八	自動車のバッチョ	動力	動力
七	五五	噴霧機	動力	動力
二〇	二〇	散粉機	動力	動力
一七	一七	牛馬車	動力	動力
二一	二一	リヤカ	動力	動力
五	五	水ポンプ	動力	動力

(8) 農機具所有台数

西原村	南部町	町村名	家畜名
四五	二四	乳用牛	乳用牛
五七	三二	役肉用牛	役肉用牛
八〇	一二	馬	馬
一、二二六	一、五三三	豚	豚
	三	綿羊	綿羊
五六四	一八	山羊	山羊
二九、四八七	一一、七五六	にわとり	にわとり

(7) 家畜飼養頭羽数

野菜類	いも類	雑穀豆類	麦類	水稲	種別	作付面積	収穫高
〇、四九二々	〇、四四九々	〇、三六五々	〇、四九九々	二、三九九km ²	種別	作付面積	収穫高
一、一二八、四一三々	一、五五七、〇〇〇々	四〇八、〇〇〇々	一〇四、六八五々	九三五、六〇〇kg	種別	作付面積	収穫高
計	その他	飼肥料作物	工業作物	果樹	種別	作付面積	収穫高
六、三〇九々	〇、〇一五々	〇、三一〇々	〇、〇八三々	一、六九六km ²	種別	作付面積	収穫高
			二七、〇八三々	二、一七二、九五三kg	種別	作付面積	収穫高

(6) 農産物作付面積及び収穫高

(4) 土地利用の変化

種別 年次	田	畑	樹 園 地 の 部					草 地	山 林	宅 地	その他
			果樹園	茶 園	桑 園	その他	計				
1955年	b_a 276.1	b_a 58.4	b_a 93.6	b_a 0.1	b_a 0.9	b_a 0.8	b_a 95.4	b_a 1.1	b_a 846.0	b_a 73.1	b_a 1,312.9
60	274.1	88.2	111.1	0.1	0	2.4	113.6	1.1	798.5	78.3	1,309
63	239.9	78.1	169.6	0.1	0	1.8	171.5	1.5	735.0	82.5	1,324.5

この土地利用の変化の中で、とくに樹園地が年的に増加していく傾向にある。これは食生活の変化に伴い、果物の需要が多くなったことによるものである。土地利用は農業構造改善事業とも関連し、とくに果樹栽培に多くの構造改善がなされていることがわかる。

③ 農業構造改善の基本構想

※主要生産物は次のとおりである。

生産物名	屯 数	金 額	\$ 計 算
米 麦 雑 穀	一、〇四三 屯	七二、二九〇 千円 弗	一九八、〇二七
果 樹 類	二、一七三	一二二、一〇七	三三九、一八六
そ さい 類	三五六	五、三三七	一四、八二五
その他工芸作物	二七	一、二九三	三、五九一

△…労働の減少傾向にあるので、共同経営作業の共同化を促進する

▲計画目標

一九五五年に畜産の主産形成地域に指定されてから養豚が盛んになっている。果樹（梅は特産）と養豚が主産地であるので、これを主要生産物としての構想が打ちたてられている。

▲計画の構想

養豚と梅園

△…適地適作目の選定は養豚、果樹、梅とする。
△…多頭飼育を推進し、共同畜舎に協業の助長と個人の畜舎整備を行う。七 b_a (二一、〇〇〇坪)の飼料畑を造成する。

△……養豚を一、五三三頭から六、〇六三頭にする
△…農道を四、八〇〇 m 、家畜給水施設梅園のかん水施設をする

農業の近代化

△……現在の一戸当りの耕作面積一、六〇〇坪を拡大して自家経営面積にする

家 農 産 品 商						種 類	現 在	目 標	説 明
計	養豚、果樹総合経営	果樹、養豚総合経営	水田、果樹総合経営	水田、養豚総合経営	養豚専門経営	養豚専門経営	一八	三〇	この目標は、專業養豚、果樹を多くするために客細農家を転業させる。 養豚と果樹の二つの目標産業と現在の作業農作物と組合せてやる。 この二つの方法が計画されて現在実施されている。 果樹では梅が主体である。
	五六	九〇	一一五	八〇	二四	三六			
	一二四	一五五	二一	四〇	二四	三六			
	三六九	四八一	二四	三六	二四	三六			
	二四	三六	二四	三六	二四	三六			
	二四	三六	二四	三六	二四	三六			

この二つの方法が計画されて現在実施されている。
果樹では梅が主体である。

△…生産物の出荷のために果荷場を設置する。
△…灌漑施設、共同給水施設を設ける。

④ 農業構造改善事業の目標

この町では、改善事業計画により、現在の農家の構造を次表のとおりにするための努力が払われ、一応の成果は昨年度で達成しているが、更に新たな計画を着手し、現在知事の認可をまっている状態である。

⑤ 静岡県岡部町の農業構造改善事業

(1) 人工の推移

種 目	年 次
総世帯数	一九五五年 一、七三六
総人口	一九六〇年 一、七六三
	一九六三年 一、七九六
	一九六六年 一、八〇二

人口は年次の減少しているが、世帯数は多くなっている。

(2) 農家数の推移

年次	面積	総農家戸数
一九五〇年一、三二九	三八〇	〇・五ha未満 〇・五～一・〇ha 一・〇～一・五ha 一・五～二・〇ha 二・〇～以上
一九五五年一、三三四	四二五	五二五
一九六〇年一、三二九	五五四	二九五
	二九五	七六
	一四	

※和歌山県南部町のところで農家の推移のことを述べたが、この町も南部町と同様な現象を示めている。

(3) 農業経営、土地の状況

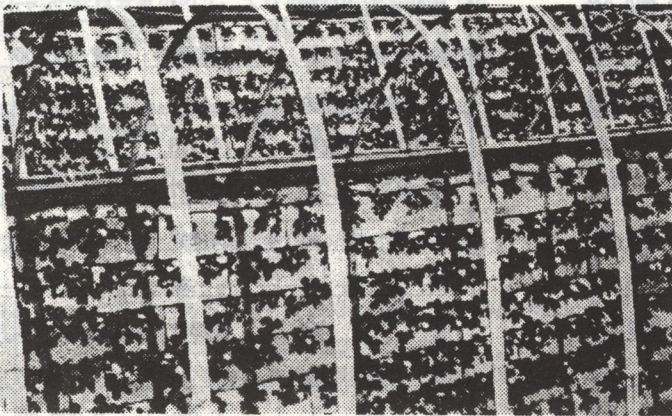
地 目	農家数	面 積	地 目	農家数	面 積
総 数		四、一五七 ha	3、畑	一、一四三	八〇 ha
A、農用地	一、三〇一	〃	温 室	一	〇 〃
B、耕地	一、三二七	〃	普通畑	一一九	七八 〃
1、田	一、一四〇	〃	その他	三五	二 〃
2、樹園地	一、二七二	〃	F、草 地	四一六	一〇〇 〃
果樹園	一、一五五	〃	C、山 林	七八六	二、九六八 〃
茶園	一、二一八	〃	D、宅 地		四七 〃
桑園	五	〇 〃	E、荒 地	六六	五 〃
その他	四二〇	六四、 〃			

(4) 広狭別果樹栽培面積

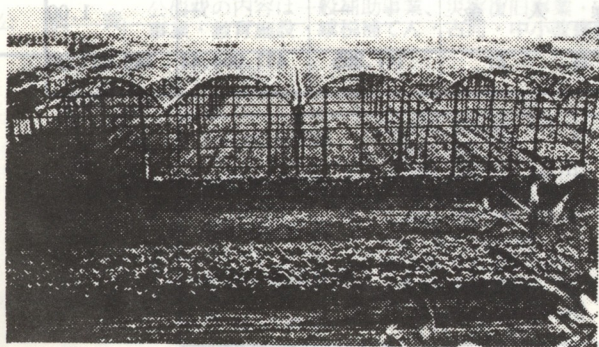
区 分	総 数	広	狭	別
果樹	一、一五五戸	九二	一四五	五三五 二九五 八八
		〇・三ha未満 〇・三～〇・五 〇・五～一・一 一・一～一・五 一・五～以上		

(7) 一般的農業
 伊 静岡市郊外の農業久能山地域は野菜作りが専門である。ブロッコ
 による、いちご作り、ビニール、ハウスによる、そさい作りを大々
 的にやっている。

い。
 ためには、和歌山県の南島町の農業構造改善事業を参照されたい。



(静岡市郊外のいちごの栽培状況)



(静岡市郊外のビニールハウスでキュウリ栽培)

※ビニールハウスによる野菜栽培
 このビニールハウスには主としてキュウリ
 栽培している、そさいは普通の畑で栽培
 しているが、キュウリはビニールハウスの
 網にかけてやっている。

(6) 岡部町の改善事業の
 現況

この町の改善事業は
 第一次計画を完成し
 第二次計画を立案申
 請中である。山峽の
 町であるため柑橘類
 に田畑(稲、いも)

を切替るために諸施
 設を設けており、収

穫までの七ヶ年間の
 生活を県や町が面倒

をみているようであ
 る。いわゆる補助金

や融資等でやる仕組
 になっています。以

上二つの町の農業構
 造改善について述べ

てきたが詳しく知る

ためには、和歌山県

(5) 農業改善事業内容

区 分	総事業量	受益面積	工 期	説 明
地 区	土地基盤整備	29,378千円	23.6 da	1960
	画	22,244	23.6	1961
	暗 渠	7,134	23.6	1959
				1961
別 計	近代施設の柑 橘共展場	40,000		1961
				1962
	県単独農業構 造改善事業の 貯蔵庫建設	4,638		1961
				1962
面	本 郷	近代化施設の 柑橘防除施設	18,220	70 ha
	三 輪	県単独柑橘防 除共同施設	1,900	8 〃
				1963
				1964

道路工事 6,089m
 (中4.5~3.0m)

水路工事 7,990m

暗渠排水工事

網管構造平屋建
 1,746.36㎡

機械農具機附帯施設一
 式

配管施設51.7m

700石貯水槽施設工事

配管施設 3,194m

外機械施設工事

2、財政状況について

(一) 和歌山県南部町と西原村の場合

① 歳入の部

歳入事項明細表

款	1967年度		
	南部町 千円	\$換算	西原村
町税	29,400	81,666.00	59,722.00
臨時地方交付税	1	2.77	—
地方交付税	53,275	147,986.00	72,455.00
分担金・負担金	347	963.00	—
使用料・手数料	4,413	12,258.00	1,811.00
国庫支出金	19,977	55,491.67	—
県支出金	2,847	7,908.33	709.00
財産収入	26	72.22	974.00
寄附金	1,241	3,447.22	1.00
繰越金	1	2.77	4,000.00
諸収入	1,432	3,977.78	357.00
町債	35,005	97,236.11	1.00
繰入金	—	—	1.00
合 計	147,965	411,064.44	140,031.00

② 歳出の部

歳出事項明細表

款	1967年度		
	南部町 千円	\$換算	西原村
議会費	4,758	13,216.67	10,642.00
総務費	23,263	64,619.44	56,858.00
民生費	6,522	18,116.67	2,894.00
衛生費	11,383	31,619.44	392.00
農林水産業費	3,413	9,480.56	7,559.00
商工費	700	1,944.44	—
土木費	21,201	58,891.67	16,639.00
消防費	1,545	4,291.67	514.00
教育費	54,302	150,838.89	32,442.00
災害復旧費	1,365	3,791.67	—
公債費	18,533	51,480.56	137.00
財産費	—	—	31.00
選挙費	—	—	593
諸支出金	—	—	10,802.00
予備費	1,000	2,777.78	528.00
合 計	147,985	411,064.44	140,031.00

特に沖縄の市町村予算にない費目について説明する

1. 議 会 費	議員の期末手当・職員の扶養手当・共済費・議員の期末手当は2ヵ月分20割
2. 総 務 費	職員の給与は地方公務員法による号級俸である
3. 一般管理費	職員手当に扶養手当、通勤手当、(非課税)勤務手当共済組合負担金、公平委員会費があり、その報酬が出されている。
4. 選 挙 費	明るい正しい選挙推進費・推進委員手当・報償費・話合助言者謝礼・ポスター費用・需用費・明るく正しい選挙の物件費用・などがある
5. 統計調査費	統計に関係した費用が事業所統計・商業統計・建設工事統計・教育統計・小売物価統計・工業統計の費用が出されている。
6. 社会福祉費	民生委員の組織があるためその費用・国民年金の費用一切・児童委員の費用一切・国民保険の費用一切
7. 衛 生 費	清掃費、屎尿処理・屎尿処理費用・清掃に関する人夫賃・衛生費用・人夫賃・火葬場費・焼却場借地料
8. 農林水産業費	農業委員会の組織があるためその費用・報酬・給料等の諸費用 農業共済運営協議会の費用
9. 土 木 費	住宅費・公営住宅等の費用である。河川費・河川に関する費用都市計画費・水路等の費用
10. 教 育 費	この教育費は委員会費用と事務局費・学校管理費だけで教員給料は計上されてない。学校建設費は国・県の支出金と地方債・町の財源でまかなっている。
11. 公 債 費	公債費の内容は一般補助事業、災害復旧事業・一般単独事業・清掃事業・教育施設・減税補てん・古河・中小改修事業等である。

費用の内容

町税総額 29,400,000円 (\$ 81,666.66)
(単位1,000円)

税 の 種 類	金 額	\$ 換 算	西原村の分
町 民 税	千円 6,628	18,411.11	4,833.00
固 定 資 産 税	13,454	37,372.22	52,911.00
軽 自 動 車 税	1,758	4,883.33	—
煙 草 消 費 税	5,400	15,000.00	—
電 気 ガ ス 税	2,160	6,000.00	—
事 業 税	—	—	417.00
不動産取得税	—	—	1,561
計	29,400	81,666.66	59,722.00

町税の内訳

固定資産のなかには一般町民財産のものと、国、県財産のものとがあり、国、県財産には、国鉄、電々公社、県有財産等がある。反面財政面では国、県財政面では国県関係の交付金、納付金等で補われている。

町 税 1人当り = 3,183円 (円) (円以下切捨) = \$ 8.84

1世帯当り = 13,702円 (円) () = \$ 38.00

西原村 1戸当り = \$ 6.13 一世帯 = \$ 32.67

※ 沖縄では軽自動車税煙草消費税、電気ガス税等は、市町村移管がなされていない。

③ 特別会計

国民健康保険	28,930,000.00 (円) (\$ 80,361.11)
簡易水道事業	1,791,000.00 (円) (\$ 4,975.00)
有線放送事業	851,000.00 (円) (\$ 2,363.88)
南部工場建設費	15,336,000.00 (円) (\$ 42,600.00)
農業共済費	5,381,000.00 (円) (\$ 14,947.22)

3、町村行政と議会について

(一) 執行機関

① 静岡県岡部町行政機構

総務課	企画財政係、庶務係
建設経済課	土木係、経済係、農業構造改善係
町長―助役―	税務課―財務係、徴収係、固定資産評価係
保健課	保険係、衛生係
住民課	戸籍係、国民年金係、厚生係
収入役	出納係、会計係
教育委員会―委員長―	学校教育係
監査委員	区長 二十二人
農業委員会	区長代理 二十二人
選挙管理委員会	税務委員 二十二人
固定資産評価審査委員会	班長 一五三人
公平委員会	受持世帯最高二五・一、最低一九平均八一

●岡部町は朝北奈村と合併した町である。

② 概況

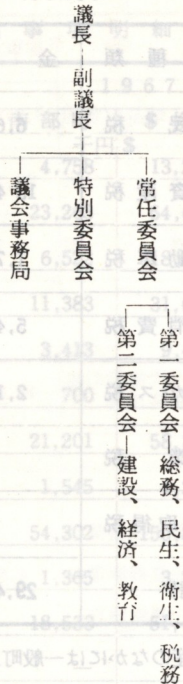
人口 一〇、〇〇二人 世帯 一、七九六世帯

③ 産業分類別就業人口

農業六七・四％ 卸小売一〇・二％ 製造業二・一％
サービス業七・〇％ 公務員二・〇％ その他四・一％

(二) 議決機関

① 町議会の機構



② 町議会の開催状況

区分	定例会	臨時会	協議会
年	回数	回数	回数
一九六四	五	八	八
一九六五	四	五	九

③ 議員定員数

十八名(定員は二四名だが町条例で十八名に)

この町は議長、副議長ともに任期は一ケ年である

本土の町村議会の活動は委員会活動が主体で本会議では簡単に通過する。

ただ政党に所属する議員も多く各党共に組織を強化しつつあります。

4 公害の取扱について

(一) 本土における公害対策

最近沖縄でも各製糖工場からはき出れる降下ばいじんの問題が新しいパターンの産業公害として一般の意識にのぼるようになり、それに対する防止策の関心がようやく取り上げられるようになった。

ところが本村では、数年前から、つまり旧農連第一製糖や西原製糖が創立されて以来、両工場から排出するおびただしい降下ばいじんによって、工場周辺の住宅地域の生活環境を汚染、妨害していることで地域住民の苦情はたえない。議会でもこの問題を再三とりあげ、工場側に施設改善による防止策を要請抗議を申し入れたりがしたが、これという決め手となるべき技術開発がないといふことで、工場側はこれまでにこれといった防止策はとっていない、こうした工場側の消極的姿勢には、先ず防止策の技術開発が企業としての利益最優先の原則に反し、結局のところ、工場側の道義的立場からの自発的対策に任ざれているということ、さらに、このような公害を公的立場から規制する法的措置がとられてないことなどがあげられる。ところで最近政府でもおそまきながら、ようやくみこしをあげるようになり、ばい煙規制法の制定までこぎついているようであるが、この法の制定施行によって、降下ばいじんの被害がどの程度解消されるのか、期待したいところである。

さて、沖縄では公害に対する本格的な防止対策は、これからといったところだが、すでに実施されている本土の場合はどうであろう、三重県四日市や神奈川県川崎市を場合の例にとって、本土における公害対策の実態をみてみよう。

四日市は面積一九一、三二平方杆、人口二十一万余をかえた石油化学工業都市で、それが今日みるような工業都市に発展したのは、旧海軍燃料廠跡の広大な地域が石油工業用地に指定されたのが契機で、石油精製をはじめ、それに関連する化学工場がぞくぞく建設されるようになり、今日みるような石油化学工業都市に発展したようである。

こうした、石油コンビナートを中心とする第二次産業の急速な発展は住民生活との間に公害問題をひきおこし、いわゆる地域住民の健康被害というかなり深刻な内容をもった新しいパターンの産業公害として一躍社会問題化し、世の注視を受けるようになったのである。四日市の公害の容態は、重油専燃火力発電所を含む石油コンビナートを主要発生源とする典型的な産業公害としてとらえられているが、ここでは、その公害事象のなかで、とくに社会問題化している大気汚染問題を中心にのべることにしよう。

四日市の大気汚染は、また比較的局地的なもので全市的な広域汚染にまでは発展していないがしかしながら巨大な工場群が四日市港を中心とする臨海部およびその周辺約二〇〇万坪の地域に集中的に林立し、しかも住居地居がそれに近接または混在しているため、局部的にはかなり激しいかたちで公害問題が発生している。四日市の大気汚染の地域的影響は、気象条件や季節風によって左右されることが多く、冬期は主として風向きが内陸部から臨海部へ吹くので、一部地域を除いて市のはんどが大気汚染から解放されることになるが、夏期の場合は風向が逆に内陸部へ向って吹くために、広範囲にわたって影響を受けるかたちになっている。しかし降下ばいじんについては、最近集じん装置などのばいじん除去施設が設備されるようになり、経年的に減っていく傾向にあるので問題は

ないが、しかしここで注目すべきは、各工場が重油を中心とする石油系燃料にその大半を依存していることで、亜硫酸ガスの発生による人体への影響である。亜硫酸ガスによる汚染の平均濃度は、他の工業都市に比べて必ずしも高いとはいえないようであるが、亜硫酸ガスの主要発生源が特定地区に集中立地しているために、その風下に当る比較的近距離の地区においては高いピーク濃度が出現しいわゆる大気汚染関係疾患者の発生源となっている。

公害事象のなかで、この大気汚染による人体への影響が最も大きな問題であるか、これについての調査は昭和三十七年ごろから県、市の関係機関が調査研究にあたっており、また昭和三十九年からは、厚生省が主として疫学的な立場から各般の調査を行なっているが、これまでの調査結果によると、気管支炎、気管支ぜんそくなどといった、いわゆる呼吸系疾患者の罹患率が汚染地域と非汚染地域との間には地域差が認められるということである。

冬期における大気汚染の最も著しい一部地域（磯津地区）において調査されたものによると、ぜんそく様患者は約六〇人で、その地区の約二パーセントに達しており、これを五〇才以上の年齢層に局限すれば約一〇パーセントの高率を示しているようである。

しかもこれらのぜんそく様疾患者の発病が時期が、石油コンビナートの稼働後の昭和三十六年ごろに該当する者が多いようである。また昭和四十一年八月現在四日市市公害関係医療審査会が認定した、四日市における公害関係患者は二八三人に達している。また大気汚染に関連して、公害現象として悪臭問題がある、その発生源は石油精製、石油化学の工場の各装置からのろうえいガスによるもので、それが微量であっても、恒量的な

ものが重々くると、市の中心街までかなり広範囲に悪臭がただようようである。

とくに悪臭の問題は、そう音、振動などと共に、工場地帯に隣接した住居地区においてひん繁に発生しており、住民の苦情の大半を占めて、生活環境上の大きな公害要因となっている、ところで、こうしたろうえいガスの防止対策については、現在これという決め手となるべき技術開発がなされていないので、工場側の積極的な技術開発と管理体制の充実に要請されている。そのほか公害現象として、工場廃水などによる水質汚濁の問題があり、これは昭和三十四年頃から石油関係工場を中心とする、工場廃水などの影響で地先地域に、いわゆる臭魚が出現し地先海域における魚船操業に大きな影響を与えている。

また昭和三十七年頃から工場廃水により主要河川の水質が汚濁され、その伏流水に依存している水道が相当な被害を受けるといった問題が発生しており、水質保全の対策が問題となっている。ところで、こうした公害問題が市政の中にとり入れられるようになったのは、昭和三十五年頃からで、当時はまだ海軍燃料廠跡を基盤として建設された石油コンビナートの操業が始められたばかりで、大気汚染を中心とする公害問題がぼつぼつ問題となりはじめたときであったが、市長の諮問機関として市議会、工場代表、学識経験者の三者からなる公害防止対策委員会を設置し、それと同時に、市内の大気汚染状況を特定機関に委託して基礎的調査をさせ、それに基づいて公害対策を実施、昭和三十八年頃からは、公害現象の発化に伴い、公害パトロールを開始し、現在でも引き続き公害関係地区の常時監視と住民の苦情処理に当たっている。

また、昭和三十九年には、ばい煙規制法に基く指定地区になり法的規

制を受けるようになったが、現行の法的規制のみでは到底解決できない問題を内蔵している。企業者側に積極的な協力要請を行っている。

さらに、公害行政の機関としては、昭和三十九年に従来衛生課の中にある担当係を拡充強化して衛生部に公害対策課を設置して、前向きな姿勢で公害問題に取り組んでいる。

公害問題は新しい領域の問題であり、各行政部門に関連する内容を持つているので、公害問題連絡会議を設け、各関係部門の連絡調整を行っている。市当局としては、公害から住民生活を守るため、保健衛生対策を重点施策として実施しているが、とくに昭和四十年には四日市市地域内の大気汚染によると思われる健康障害者を認定するため公害関係医療審査会を発足させ、市の自主的決断で、大気汚染関係疾患患者に対して市負担で医療処置を行っている。その他公害関係の市負担経費としては、衛生関係の公害対策費に一五八万円、市立病院関係で公害患者の空気清浄病室の設置費に一、四四二万円、さらに教育関係施設で小学校の体育館、教室の空調、防音施設費に八七五万円がそれぞれ四十一年度予算に計上されている。

なお、基本的対策として、公害問題を顕在化させているひとつの要因たる都市計画上の不備については、これを是正するため、現在公害対策を織りこんだ土地利用計画の策定を推進しつつある。

たとえば、石油精製工場に近接して立地している、ある中学校のごときは、すでに移転計画が予定されており、また公害のかなり著しい一部地域を非公害世帯への集団移住とその跡地の緑化地帯としての活用が決定されているようであるが、集団移住は土地問題など、かなり複雑な問題が絡んで難行しているようである。

●公害対策の課題
公害対策の焦点は、先ずなんとい

っても、大気汚染による公衆衛生上の危害を防止して、住民の健康保全と明るい、住みよい環境づくりにあるが、そのためには工場側が社会的責任を自覚して積極的に公害防止技術の開発と、それに基く防止対策の強化が先決であるが、遺憾ながらその決め手となるべき技術が開発されてないような現状では、その対策にも限界があるので、それと併行して、いわゆる防衛上の処置として住民に対する保健衛生面の対策が強く望まれている。

△：大気汚染地区における住民の健康診断の実施、△：人体への影響についての医学的説明とその治療法の確立 △：工場地帯と住民地区との分離を前提とした都市計画事業の推進 △：公害関係患者を救済するための基本的な法体制の確立などである。

●川崎市の場合

一方川崎市も人口八十五万余をかかえる京浜工業地帯の中核都市で、ここも四日市におとらず、かなり激しいかたちで公害問題が発生している。川崎市の大気汚染の発生源は、市南部の臨海地帯でこの地域には火力発電所をはじめ、製鉄、セメント、石油精製、石油化学などの工場が集中的に立地し、公害の発生施設のほとんどが存在している。そしてこれら工場群が住宅地区から遠距離にあればなんのことはないが、工場の間に住宅があり、住宅の間に工場があるといった、いわば工場と住宅が混在した状態にあるので、大気汚染をはじめ騒音、振動、悪臭、汚水などの公害はさけ難い状態にある。従って今後の総合基本計画には、いかにして住民生活と産業の発展を適合させるかということが課題のようである。

川崎市の大気汚染の問題は昭和二十五、六年ころから、工場の復興、増大に伴って住民の苦情がはげしくなり、一方昭和二十六年から昭和三十年にかけて市南部の一部地域

において農作物や樹木の被害が数字で示めされる程度にあらわれるようになった。そこで市当局としては、昭和三十一年大気汚染防止策の基礎資料を得るために調査研究に着手し、デボジットゲージによる降下ばいじん量の測定開始、さらに二酸化鉛法によるイオウ酸化物(亜硫酸ガス)の分布測定を始めて本格的に公害対策に取り組んでいる。

また公害対策の一環として、公害排除のための施設改善や工場移転の場合にはその経費の一部を市が負担して公害除去促進を図っている。川崎市公害除去施設助成要綱によると、その助成額は施設改善や工場移転に要する経費の三割五分以内、最高額は施設改善が五〇万円、工場移転が一〇〇万円となっている。降下ばいじんは、このように市の助成による対策とばいじん規制法の指定地区に指定されたことで、各工場が集じん装置などのばいじん除去施設を取り付けるようになって、最近では、かなり減ってきているようである。ところが亜硫酸ガスの発生は、これという決め手となる除去装置が開発されてない現状では年々ふえる傾向にあり、よりきびしい規制と適切な対策が望まれている。

なお以上のほかに煤煙防止条例、デボジットゲージによる降下煤塵の測定並に二酸化複法による亜硫酸ガスの測定など、その他関係資料を提示する積りであったが、紙面の都合で省きましたので、ご了承願いたい。

5、その他の関係事項について

(一) 町村の広報活動

本土の町村は広報活動がさかんであります。

その内容は、町村の行事、議会の現況、事業内容、執行状況、公民館活動、各部活動の動きから町民の子供の誕生死亡等に至るまであらゆる記事のせている。町民に何んでも知ら

せるという考え方で毎月一回発行され町民に配布されてあります。

(二) 結び 津市、四日市々、川崎市、白浜町南部町、岡部町と視察したのであるが、それぞれの市町に独自の性格と政策がありました。津市は文教都市を目標に、四日市は将来工都市とし

て中京地区との広域合併を考えており、白浜町は別府や熱海を目標に観光都市を南部町は農村の町として梅と養豚を主体にして農業多角化を考えて実施、岡部町はみかんを中心に果樹の町に、川崎市は関東の一大工業都市への発展を考え、各市町村が風土と位置、地形を分析検討してど

うすれば、ゆたかな町や村をつくれるかに熱中し努力していることが私たちに理解できました。以上項目について視察のあらましを述べてきたが舌足らず点が多いと思いますので御容赦下さい。

マッシュルーム試作栽培に成功

西原村農協が

三、マッシュルーム栄養価

※次の分析値は農事試験場資料より

水分	89.5 %
蛋白質	3.94
脂肪	0.19
繊維	4.01
灰	1.09
	1.26

ビタミンB1	0.12mg
ビタミンB2	0.52
ビタミンC	8.60
パントテン酸	2.38
ニコチン酸	5.85

この部落にも空屋のままで全く勿体ない位、放置されている現状であり、この空屋（施設）を利用すればどここの農家でもできると……西原農協指導員の金城哲明さんは語っている。それではその試作状況のあらすじを紙上で紹介してみましよう。

西原村農業協同組合では、昨年十月十七日から営農指導事業の一環として、最近農家の副業としてかなり有望視され、たびたび新聞でも報じられ、話題になっているマッシュルーム試作栽培に成功した。最近村内農家においては、家畜飼養頭羽数の減少の傾向にあり、そのため十年前に建築された堆肥舎などが現在ほど

一、試作栽培行程（設置面積約五坪）

材料	作業行程	期	間	備	考
草推	第一回切返し	一九六六	〇〇・二七	硫酸二・kg、尿素一・五kg、鶏糞五〇kg	
	第二回切返し	〇〇・二七	〇〇・二七		
	第三回切返し	〇〇・二七	〇〇・二七		
	第四回切返し	〇〇・二七	〇〇・二七		
	第五回切返し	〇〇・二七	〇〇・二七		
	床造り	〇〇・二七	〇〇・二七	過石三kg	
	種菌植付	〇〇・二七	〇〇・二七		
	覆土	〇〇・二七	〇〇・二七		
	収穫始	〇〇・二七	〇〇・二七		
	収穫終	〇〇・二七	〇〇・二七		

二、収量実績（栽培面積五坪から）

- マッシュルーム一〇kg当り市場価額〇・六〇セント
- 発芽後三ヶ月間採集できる。週一回、月五回毎週同坪当り一・〇kgの収量は可能。

こうしてマッシュルーム栽培については、今まで農家の方々には広く知られていなかった。前述のように西原農協では試作栽培で見事に成功し今後は自信をもって農家の皆様にも普及奨励できる段階までいっているようであります。

今期製糖期終了後は、農閑期を利用して各部落で講習会などを開催して、農家の換金策に役立ちたいと農協では張りきっています。なお、試作圃場をご覧になりたい方、またこの栽培指導講習をうけた方は直接西原農協にご相談して下さい。

塵芥及び糞尿の処理について

経済の伸長と飛躍的文化の進展に伴い、村民の日常生活も一段と向上いたしました。その反面環境衛生面の改善向上については大きな立ち遅れがあり、住民福祉の上から尚一層の努力を傾注しなければならぬ実状にあります。ことは申し上げるまでもありません。

環境衛生は文化水準のバロメーターともいわれており、不衛生な処に病気が多いことは事実であります。従来本村における各家庭から放出される塵芥の処理状況は焼却、埋没、肥料その他の方法で自ら処理しておりますが、時代の進歩とともに、日用品も新しい商品が販売されている関係上、塵芥の量も年を追って増える傾向にあって自ら処理することが困難となり現在は屋敷の片隅、空地、路地、排水溝、道路の両側に放置、または山積みされている箇所が見うけられることは御承知のとおりであります。

これをそのまま放任した場合、悪臭を放ち、蠅がたかりますので各種伝染病の発生源となり、保健衛生面からは勿論道路愛護、観光、火災予防面から大きな害になりますので早急にこれを改善しなければならぬ重大な問題であります。村当局といたしましてはこれを打開するため、この度西原村清掃条例を制定いたし、一九六六年十二月三十日からこの条例が施行されております。

なお、本村には今日まで塵芥処理場がなかったため、塵芥処理問題について長い間懸念しておりましたが、去る一月十二日村内字兼久御殿原に約二〇〇坪の塵芥処理場の工事着工いたしました。同月十五日完了いたしました。この処理場が設置されたことにより、村内各家庭の塵芥は充分に処理することができ、今後各家庭の塵芥はこの処理場を利用して

下さい。塵芥処理場以外に勝手に塵芥を不法投棄した者は処罰されます。からお互のためにみだりに塵芥を放置されないようご協力して下さい。

糞尿の処理については殆んど肥料として使用しておりますが、糞尿を肥料として使用する場合は冬季三ヶ月以上、夏季一ヶ月以上貯溜し腐熟させてから使用することになっておりますので、御留意の上衛生的に使用して下さい。特に村民は寄生虫の保有率が高い現状でありますから寄生虫の予防とこれが撲滅については深い御理解と御協力をお願いいたします。

塵芥及び糞尿の処理について自ら

処理できない家庭は、村長の許可を得た汚物取扱業者が処理することになっており、取扱業者は近い内に許可することになっていきます。細部については各部落区長を通じてお知らせいたします。なお、環境衛生の改善向上については村民皆様の盛り上げる御協力がない限りその目的を達成することは不可能であると思っております。今後とも住みよい健康な村建設のため尚一層積極的な御協力をお願いいたします。

このたび施行された西原村清掃条例のあらすじは、つぎのとおりでありますので、よろしく御協力をお願いいたします。

目 的	汚物容器の設置	汚物の処分
この条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、汚物手数を定めることとする。	1. 土地、または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする）は、その土地、または建物内に汚物を集めるため適当な汚物容器を設置しなければならない。 2. 前項の容器は汚物を収容し、または搬出するとき以外に常にふたを閉じておき、ねずみ、はえ等および雨水が入らないよう、道路交通の障害にならない場所に置かなければならない。	前条第一項の汚物容器に収容する汚物の内、焼却、埋没等の方法により容易に衛生的に処分することができ、自ら処分した汚物は、汚物取扱業者に処分させなければならない。

手数料 1. 一般家庭の収集運搬処分 一カ月 三〇セント以内

2. 業 者 一カ月 二ドル以内

3. し 尿 一荷（二斗相当量） 一〇セント以内

塵芥処理場見取図

